

時論

「税額控除なき給付付き税額控除」をどう見るか

この度の令和 8 年熊本地震、並びに令和 8 年 8 月千葉豪雨により、お亡くなりになられた方々とそのご遺族に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

社会保障国民会議で議論されてきた「給付付き税額控除」は、税額控除を行わず、給付のみの「税額控除なき給付付き税額控除」で実施されることが閣議決定された。具体的な制度設計と法案化はこれからだが、中低所得者の負担を軽減すべく、給付額は所得増に連れて逓増→定額→逓減→無給付→となり、年収の壁に直面する場合の上乗せ、子育て世帯への配慮も検討される見込みである。

以下では、これまでの給付付き税額控除に係る議論・検討の経緯を振り返り、そもそもの問題意識や政策目的、目指してきた制度との距離を確認しつつ、現時点の到達地点を評価してみよう。

給付付き税額控除の本格的な議論の歴史は、2007 年 11 月の税制調査会答申「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」にその起源を求めることができる。そこでは所得税の再分配機能の低下を指摘しつつ、「高所得者ほど税負担軽減額が大きい所得控除を改組し、税額控除を導入することも考慮に値する」と述べた上で、諸外国における給付付き税額控除の導入事例を紹介し、その政策目的は低所得者支援、子育て支援、就労支援、消費税の逆進性対応、社会保険料負担軽減など様々なものがあり、今後、我が国において「(制度導入の)議論を行っていくことには意義がある」とした。

これを受け、2008 年 12 月の与党税制改正大綱においては、格差是正や所得再分配機能の回復といった課題とともに、「給付付き税額控除を含む取り組みにより、子育て等に配慮して中低所得者の負担軽減を検討する」旨が示され、2009 年の所得税改正法の附則に「給付付き税額控除の検討」が明記された。

さらに、2009 年 12 月の税制改正大綱では、「所得再分配機能を回復するためにも、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換を進める」とされ、2014 年の税制抜本改革法第 7 条には「低所得者に配慮する観点から、所得控除の抜本的な整理と給付付き税額控除の導入を検討する」旨が書き込まれた。その後、安倍政権の下では給付付き税額控除が政策テーマとして取り上げられることは少なくなったが、2015 年 11 月の政府税調の論点整理では、「所得再分配機能の回復を図るべく、所得控除を見直して税負担の累進性を高めることで、低所得層の負担軽減を図ることを検討すべき」と従来方針が再確認された。

こうした歴史的経緯を筆者なりにまとめると、①当初は、所得税の所得再分配機能の低下に対する問題意識から始まり、②併せて、逆進性のある消費税や社会保険料の増加による中低所得者の負担増に目が向けられ、③それらの課題に対する処方箋として、所得控除から税額控除への移行による累進性の強化が指向され、④具体的な制度設計として、欧米諸国で導入事例がある給付付き税額控除に着目され、⑤今日では税・社会保障の一体改革の一方策としても検討され始めた。

このように、中低所得者の税・社会保険料の負担軽減は昨今浮上したものではなく、かなり以前からの政策テーマであったが、その基本的な対応方針は、所得税の累進性の強化、所得再分配機能の回復と

いう所得税体系の改革を通じて実現を図るという政策思想であり、給付付き税額控除はその政策思想を体現する制度として位置づけられてきたと言える。

こうした観点から見ると、今回のような「物価対策の性格も帯びた、中低所得者を対象とした給付一本の税額控除なき給付付き税額控除」は長年の構想実現に向けた第一歩になったかもしれないが、そのあらまほしき姿までは程遠い。速やかに、所得控除の縮減と税額控除の拡充の組み合わせによる文字通りの給付付き税額控除の制度設計を急ぎ、累進性を強化することによって低所得層のみならず年収 400～800 万円程度の間層も含めた負担軽減を目指すべきだろう。

今回の給付付き税額控除の議論が、中低所得者を対象とした給付一本スキームに傾斜する誘因となったのは「翁カーブ」である。そこでは、我が国では OECD 諸国平均と比べて、低所得者では社会保障給付が少なく、社会保険料負担が重いために、純負担率の高まりが急であることが示されている。

だが、この翁カーブは、我が国では所得の増加に比して税負担の累進カーブがマイルドであり、逆進性のある社会保険料のウェイトが高く、中低所得者に相対的に重い負担を課している（＝高所得者の負担が相対的に軽い）という状況も示している。すなわち、翁カーブは「税の累進構造を変えれば、中低所得者の負担を軽減できる」ことが読み取れるにもかかわらず、給付一本スキームに傾斜する論拠として取り上げられた。翁カーブの解釈が一面の・恣意的であったと言えよう。

また、「子育て世帯への配慮」「年収の壁対応」も盛り込まれる見通しだが、歴史的経緯からみて、我が国における給付付き税額控除の本来的な政策目的は「低所得者支援」「社会保険料負担軽減」であろう。「子育て世帯」への支援は「こども・子育て支援策」として、「年収の壁」対応は税制ではなく社会保険制度の見直しで行うべきであろう。財源の確保はもちろん、「何でも面倒をみる給付一本」のバラマキとしない規律付けを求めたい。

さらに、給付一本スキームのつなぎとして、2 年間の食料品消費減税が実施される方向だが、これには違和感を禁じ得ない。諸コストが上昇する中では消費税率を下げた分が販売価格低下につながるかどうか疑わしいという点だけではない。逆進性のある消費税の減税は、消費支出額が大きい高所得層ほど減税額も大きい。中低所得者層の負担軽減を目的とする施策のつなぎとして行うものが、その目的とは逆の効果を有するというのは政策の論理矛盾であり、2 年後に税率復活が実現できればいいというものではなからう。物価高に困窮する中低所得者に対象を絞った給付が妥当な政策ではないか。

給付付き税額控除を巡る議論からはやや外れるが、中低所得層の負担軽減は税の負担構造のリバランスだけではなく、一定の経済成長と、勤労者世帯への適正な果実の分配が欠かせない。近年、家計の税・社会保険料負担がホット 이슈 となってきた背景としては、保険料率や消費税率の引き上げだけでなく、実収入が伸び悩み、社会保険料や消費税の逆進性が意識されやすくなったことや、所得水準が相対的に低い非正規雇用（とりわけ単身世帯）が増加したことも挙げられる。

経済成長による着実な賃金水準の上昇、人々が結婚・子育て・住宅取得・老後など人生設計が描ける良質の雇用機会の創出が求められる。

（調査部 上席調査役 主席研究員 金木利公）

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。